附則第十一条第二項第一号ホ(3)中「高度化」の下に「及び流通業務の省力化」を加え、同号ホ(3)を同号ホ(5)とし、同号ホ(2)の次に次のように加える。

(3)　搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から貨物の搬出を連続して自動的に行う装置をいい、自動検量装置が取り付けられたものに限る。）が設けられているものであること（次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられている場合を除く。）。

(4)　次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i)　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する事務所及び駐車施設（以下この号において「事務所等」という。）が併設されていること。

(ii)　次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

(iii)　次項第二号に掲げる特定搬出用自動運搬装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ヘ(2)及び(3)を次のように改める。

(2)　強制送風式冷蔵装置（冷却された空気を供給することで氷点下の室温を保持する冷却能力を有する装置であつて、室温の調整を自動的に行うものをいう。）が設けられているものであること。

(3)　次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i)　事務所等が併設されていること。

(ii)　次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ヘ(4)中「高度化」の下に「及び流通業務の省力化」を加え、同号ト(2)を次のように改める。

(2)　次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。

(i)　事務所等が併設されていること。

(ii)　次項第一号に掲げる到着時刻表示装置が設けられているものであること。

附則第十一条第二項第一号ト(3)中「高度化」の下に「及び流通業務の省力化」を加え、同条第三項中「附則第十五条第一項」を「附則第十五条第一項第二号」に、「特定倉庫」を「倉庫」に改め、同項各号を次のように改める。

一　到着時刻表示装置（貨物自動車運送事業法第三十九条第一号に規定する貨物自動車運送事業者が貨物の搬入及び搬出の円滑化を図るための情報処理システムとして総務省令で定めるものを使用して提供した前項各号に掲げる倉庫に到着する予定時刻に係る情報を表示する装置であつて、総務省令で定める規格その他の基準に適合するものをいう。）

二　特定搬出用自動運搬装置（貯蔵槽倉庫から加工施設に貨物の搬出を連続して自動的に行う装置であつて、総務省令で定める搬出能力その他の基準に適合するものをいう。）

附則第十一条第三十八項を同条第三十九項とし、同条第三十三項から第三十七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三十二項第二号を次のように改める。

二　プラットホームからの転落を防止するための設備で総務省令で定めるものの設置事業であつて次に掲げるもの（当該設備を設置するために必要な停車場設備の整備を含む。）

イ　当該事業の開始の日の属する年度の前年度の一日当たりの平均的な利用者の人数が十万人以上である駅若しくは停留場（以下この号において「特定駅等」という。）又は特定駅等からの距離が百キロメートル以内の駅若しくは停留場において実施される事業

ロ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に基づき同法第二条第二十三号イに掲げる公共交通特定事業として実施される事業

附則第十一条第三十二項を同条第三十三項とし、同条第十六項から第三十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十五項を次のように改める。

15　法附則第十五条第十六項に規定する新たに製造された車両で政令で定めるものは、次に掲げる車両で総務省令で定めるものとする。

一　原動機を有する客車及び原動機を有する客車にけん引される客車のうち、運賃のほかに特別の料金の定めがある旅客運送に専ら使用される客車以外の客車であつて、利用者の利便の向上に資するもの又はエネルギーの使用の合理化に資するもの

二　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二条第二号に掲げる流通業務総合効率化事業の用に供する車両

附則第十一条第十五項を同条第十六項とし、同条第四項から第十四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法附則第十五条第一項第三号に規定する貨物の運送の用に供する設備で政令で定めるものは、駅及びこれに接続する施設で総務省令で定めるものに設置される設備であつて、動力を用いて貨物の搬入及び搬出を行うものであることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

附則第十一条に次の二項を加える。

40　法附則第十五条第四十四項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　電気事業法第二条第一項第九号に掲げる一般送配電事業者

二　電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者

三　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十五号に規定する一般放送事業者（有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第二条第二項に規定する有線電気通信設備（以下この号において「有線電気通信設備」という。）を用いて放送法第二条第三号に規定する一般放送（以下この号において「一般放送」という。）の業務を行う者に限る。）又は同条第二十六号に規定する放送事業者以外の者（有線電気通信設備を用いて一般放送の業務を行う者で有線電気通信法第三条第一項の規定による届出をした者に限る。）

41　法附則第十五条第四十四項に規定する道路法第二条第一項に規定する道路その他の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　道路法第二条第一項に規定する道路

二　道路運送法第二条第八項に規定する一般自動車道

三　河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第二十七条に規定する管理用通路

四　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第二項第一号に規定する園路

五　港湾法第二条第五項第四号に規定する道路（同条第六項の規定により同号に規定する道路とみなされたものを含む。）

六　漁港漁場整備法第三条第二号イに規定する道路（同法第四十条第一項又は第二項の規定により同号イに規定する道路とみなされたものを含む。）

七　前各号に掲げるもの以外の総務省令で定める道路

附則第十一条の二第一項中「旅客会社又は」を「旅客会社（第三項及び次条において「旅客会社」という。）、」に改め、「新会社」の下に「又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」を加え、同条第三項中「、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社若しくは九州旅客鉄道株式会社（以下この項及び次条において「北海道旅客会社等」という。）」及び「、北海道旅客会社等」を「、旅客会社」に改める。

附則第十一条の三中「、北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」を「、旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社（以下この条において「貨物会社」という。）」に改め、同条第二号中「病院及び」を「病院又は」に改め、同条第三号及び第四号中「北海道旅客会社等又は日本貨物鉄道株式会社」を「旅客会社又は貨物会社」に改め、同条第六号及び第八号中「及び」を「又は」に改める。